

自由民主党女性活躍推進本部 提言
(抜粋)

自由民主党女性活躍推進本部 提言（抜粋）

平成27年6月9日

【提言にあたって】（略）

【女性活躍・働き方改革・地域コミュニティ推進力PT 提言】（略）

【女性活躍・外交と国際貢献PT 提言】（略）

【女性の権利保護PT 提言】

はじめに

女性であるがゆえに、社会生活、家庭生活において、不当な、不法な不利益を被ることがあってはならない。これは、女性が社会で活躍する前提として、当然のことである。このような問題に取り組むため、女性の権利保護PTを設置した。

まず、当PTでは、①性的虐待に関する時効制度の改正、②性的虐待被害者救済制度の整備、③強姦罪の保護法益の見直し、この3点に取り組み、これからの議論の方向性について、以下、提言する。

1 性的虐待に関する時効制度の改正

1) 性的虐待特有の問題

性的虐待、特に親族からの性的虐待被害に遭った被害者にとって、加害者が親族などであるため、最も被害が表面化しづらい側面がある。また、被害者の家族から、身内を守るために、「黙っていてほしい」「我慢してほしい」と言われ、なかったことにされ、泣き寝入りしてしまうケースが多々ある。

また、幼少時では、性的行為の意味がわからなかったものが、成長して、思春期を迎えて、自分が受けた行為について理解するようになる。そこで「自分は他の人と違う」ということで衝撃を受け、精神的な疾患を発症してしまう。被害に遭った時点で被害が終わるのではなく、遅れて被害が発生するのが性的虐待特有の問題である。

2) 現行民法724条（不法行為の時効・除斥期間）の問題点

民法724条⁶前段の3年の消滅時効の起算点は「損害及び加害者を知った時」とされ、判例上、加害者に対する損害賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知った時とされ、不法行為によって受傷した時から相当の期間経過後に後遺症が現われる場合には、後遺症が顕在化した時が消滅時効の起算点となるとされている。

⁶ 民法724条：不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

後段 20 年の除斥期間の起算点は、「不法行為の時」とされ、加害行為が行われた時となる。加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、損害の全部または一部が発生した時が除斥期間の起算点となる。ただし、除斥期間は、時効と異なり、中断及び停止の制度の適用はない。また、除斥期間に関する主張は信義則違反・権利濫用に当たる余地がないとされている。現行制度の下では、性的加害行為が終了して、除斥期間の 20 年が経ってから、損害賠償請求した場合、新たな症状の発生がなく、長年にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しんでいる人は、救済の対象にはならない。また、新たな症状の発生があっても、自分の被害が裁判所で救済されるか事前に予測できず、多くの被害者が泣き寝入りしているのが現状である。

3) 今国会提出の民法改正案における対応

今国会提出の民法改正案では、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間（現行民法 724 条前段）のうち人の生命又は身体を害するものについては、現行の 3 年から 5 年に延長し（改正民法 724 条の 2）、現行民法 724 条後段の期間は除斥期間ではなく、消滅時効期間と改めるとされている。これにより、時効の中断及び停止の制度の適用も可能となり、加害者による時効の援用に対しては、信義則違反又は権利濫用の主張が可能となり、被害者保護が図られる事例も生ずる。したがって、まず、早期に民法改正案を成立させるべきである。

4) 性的虐待に関する刑事事件の公訴時効

現行の刑事事件の公訴時効は、強制わいせつ罪 7 年、強姦罪 10 年、強姦致傷罪及び強制わいせつ致傷罪 15 年とされている。「被害者が被害を認識しており、加害者も父親であることもわかっているが、加害者との間で支配関係等があるために被害申告ができないケース」や「被害者が年少であるために、そもそも性犯罪の被害であること自体をわかっていないために、被害申告ができないケース」などを念頭に、被害者が成人となるまで、公訴時効を停止すべきとの性的虐待の被害者からの要望がある。

この要望に対しては、ほとんどの場合で証拠保全がなされておらず、唯一の証拠が被害者の供述となり、冤罪につながる恐れがあるとの意見もある。現在、法務省に設置された「性犯罪の罰則に関する検討会」において、性犯罪の時効停止・撤廃も検討課題の一つとして挙げられ、検討されているとのことであるが、「性的虐待をなかったことにさせない」という観点から、被害者救済に資する方向での検討を強く求める。

2 性的虐待被害者救済制度の整備

1) 被害者救済制度の整備

成人を含む性犯罪被害に対するいわゆるワンストップ支援センター等の枠組みは、既に内閣府等の関係省庁において取り組みがなされているところであるが、47 都道府県で未だに設置されていない県が多い。

また、18 歳未満の子供が性的虐待を受けた場合の対応については、児童相談所

で対応する法的枠組みとなっているが、現状では、性的虐待を診断できる医師の配置も含めて、児童相談所単独で、性的虐待に十分対応できる整備がなされていない。

被害者がたらい回しされることなく、スムーズに救済システムに乗せるという観点から、病院・児童相談所と警察との間の連携の強化等、被害の早期発見に向けた取り組み、ワンストップ支援センターの全国各地への整備の促進、児童相談所職員・教職員への教育啓発・研修の充実等が求められる。それらを実現するために、ワンストップ支援センターの整備促進をはじめとする関係省庁の予算を整備・拡充し、社会全体として被害者を救済するというメッセージを発信すべきである。

3 強姦罪の保護法益

1) 強姦罪の保護法益

強姦罪の保護法益は、判例・通説では「性的自由の侵害」、つまり誰と性交渉を自由にするかという権利の侵害とされている。しかし、強姦の被害者は強姦時の肉体的・精神的苦痛のみならず、後遺症に長く苦しめられており、強姦が人格を破壊する「魂の殺人」とも言われていることに鑑みれば、生きる権利の侵害、人間の尊厳に対する侵害であると考えべきである。「性犯罪の罰則に関する検討会」においても、強姦罪の保護法益についても検討されるべきである。

2) 強姦罪、強盗罪の法定刑の比較

現行刑法の下では、強姦罪（刑法 177 条⁷⁾で「3年以上の懲役」、強盗罪（刑法 236 条⁸⁾で「5年以上の懲役」が下限となっており、強盗罪の方が重くなっている。女性にとって耐えがたい精神的・肉体的苦痛を与える強姦が、財産に対する犯罪である強盗より、法定刑が軽いのは不当である。

また、強盗犯人が強姦をした場合については、特に強盗強姦罪（刑法 241 条⁹⁾が規定されており、無期懲役もあり得る重い法定刑となっている一方、強姦犯人が強盗をした場合については、強姦罪と強盗罪の併合罪となり、無期懲役になることはない。女性にしてみれば、強盗と強姦のどちらが先であっても被害感情は同じであり、強盗と強姦のどちらが先であるかによって刑に差を設けることに合理性はない以上、「女性に対する性犯罪を絶対許さない」というメッセージを発信するためにも、法改正を求める。

4 議員立法等による対応

1) 児童虐待防止法の改正等

上記のうち、性的虐待に関する民事消滅時効や刑事公訴時効の特例、性的虐待被害者救済制度の整備に関しては、性的虐待を絶対に許さないという観点や、児童が

⁷⁾ 刑法 177 条：暴行又は脅迫を用いて 13 歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3 年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

⁸⁾ 刑法 236 条 1 項：暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5 年以上の有期懲役に処する。

⁹⁾ 刑法 241 条：強盗が女子を強姦したときは、無期又は 7 年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

性的虐待の被害を訴え出たときにスムーズに救済システムに乗せるという観点から、児童虐待防止法の改正で新たな規定を置くことを含め、制度・運用両面について、当PTで幅広く見直しを検討する。

以上